

令和5年度税制改正大綱

令和4年12月16日
自由民主党
公明党

目 次

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等	1
第二 令和5年度税制改正の具体的内容	23
一 個人所得課税	23
二 資産課税	41
三 法人課税	58
四 消費課税	77
五 国際課税	97
六 納税環境整備	102
七 関税	113
第三 検討事項	116
【付記】各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（仮称）の創設等	119

(3) 外形標準課税のあり方

法人事業税の外形標準課税は、平成 16 年度に資本金 1 億円超の大法人を対象に導入され、平成 27、28 年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として、所得割の税率引下げとあわせて、段階的に拡大されてきた。

外形標準課税の対象法人数は、資本金 1 億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約 3 分の 2 まで減少している。また、持株会社化・分社化の際に、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じている。こうした事例の中には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在する。また、子会社の資本金を 1 億円以下に設定しつつ、親会社の信用力を背景に大規模な事業活動を行っている企業グループの事例もある。

こうした減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小は、上記の法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なうおそれがあり、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討する。

その上で、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

5. 円滑・適正な納税のための環境整備

(1) 適格請求書等保存方式の円滑な実施について

消費税の複数税率制度の下において適正な課税を確保する観点から、令和 5 年 10 月に施行される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、インボイス発行事業者の登録申請件数が令和 4 年 11 月末現在で約 200 万者となっていることも踏まえ、引き続き、円滑な制度移行に向けて政府・与党が一体となって事業者に対する支援を一層きめ細やかに行っていく必要がある。

このため、事業者に対するブッシュ型の周知・広報や説明会を更に充実させることに加え、事業者団体等とも連携しながら、専門家派遣等も通じ、デジタル化を含む経営相談等のための体制を強化するといった取組みを着実に進めて

いく。また、IT 導入補助金を充実し、デジタルインボイスの普及など中小事業者の取引やバックオフィス業務のデジタル化に対する支援を通じた生産性向上を後押ししていく。

さらに、インボイス発行事業者となる免税事業者に対しては、持続化補助金によりこれまで以上に手厚い支援を行うとともに、制度移行に伴って小規模事業者が不当な取扱いを受けないよう、独禁法等に基づく書面調査の実施や下請 G メン、相談窓口での対応等の取組みを引き続き実施し、適切に対処していく。

以上のような取組みに加え、円滑な制度移行のために、更に次のような新たな税制上の措置を講ずる。

① インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減

これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の 2 割に軽減する 3 年間の負担軽減措置を講ずることにより、納税額の激変緩和を図る。この措置により、簡易課税制度の適用を受ける場合に比べ、更に事務負担が軽減される。

② 事業者の事務負担軽減

インボイス制度の定着までの実務に配慮し、一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする 6 年間の事務負担軽減策を講ずる。加えて、振込手数料相当額を値引きとして処理する場合等の事務負担を軽減する観点から、少額の返還インボイスについて交付義務を免除する。

これらの取組みを着実に進めつつ、制度への移行に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進める観点から、改めて政府内の関係府省庁で連携して必要な体制を構築し、予算による支援措置や負担軽減措置を丁寧に周知する。こうした取組みも含め、引き続き、事業者が抱える問題意識や課題を、業界や地域ごとに丁寧に把握しながらきめ細かく対処していく。加えて、令和 5 年 3 月 31 日の登録申請の期限について柔軟な対応を行う。その上で、令和 5 年 10 月のインボイス制度移行後においても弾力的な対応に努めるとともに、新たな課題が生じた場合には、必要に応じて柔軟に対応策を講じていく。

(2) 電子帳簿等保存制度の見直し

国税関係帳簿書類の電子化を一層進めるため、事業者等における経理の電子化の実施状況や対応可能性、適正な課税の確保の観点での必要性等を考慮しつつ、必要な見直しを行う。

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度については、システム対応が間に合わなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置を講ずるとともに、他者から受領した電子データとの同一性が確保された電磁的記録の保存を推進する観点から、検索機能の確保の要件について緩和措置を講ずる。

スキャナ保存制度については、制度の利用促進を図る観点から、更なる要件の緩和措置を講ずる。

国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度については、令和3年度税制改正において、会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、事後検証可能性の高い電子帳簿については、優良な電子帳簿として過少申告加算税の軽減措置を設けることにより普及を促進することとしつつ、その他の電子帳簿についても、正規の簿記の原則に従うなど一定の要件を満たす場合には電子帳簿として電子データのまま保存することを可能としたところである。今般、信頼性の高い電子帳簿への更なる移行を目指す観点から、過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿について、その範囲を合理化・明確化することにより、一層の普及・一般化を図る。

地方税においても、国税と同様、地方たばこ税及び軽油引取税に係る書類等の電子的保存の要件等について、所要の措置を講ずる。

(3) 税務手続のデジタル化・キャッシュレス化による利便性の向上

税務手続のデジタル化・キャッシュレス化により、納税者の利便性を向上させ適正な申告・納付を促すため、申告手続の簡素化や申告・納付手続の一体化等の見直しを講ずる。

さらに、第三者から提出された報告（法定調書等）の電磁的記録を納税者等の申告・納付情報に活用する措置等について引き続き検討していく。

地方税においても更なる税務手続のデジタル化に向け、納税通知書や各種証明書などの地方税関係通知について、eLTAX 及びマイナポータルの変更・改修

スケジュールや納税者等の利便性及び地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みを検討する。また、令和5年4月から地方税統一QRコード等を活用した地方税の納付が開始されることを踏まえ、地方税以外の地方公金に係る eLTAX 経由での納付について必要な検討を進める。

デジタル化やキャッシュレス化に対応した税制のあり方や納付方法の多様化について引き続き検討していく。

(4) 課税・徴収関係の整備・適正化

仮装・隠蔽の積極的な行為を伴わないため重加算税等の対象とならず、税に対する公平感を大きく損なうような事例が生じている中、申告義務を認識していなかったとは言い難い無申告について所要の措置を講ずる。

さらに、税務調査に対する非協力や申告後の仮装・隠蔽、納税者の不正への第三者による加担行為への対応について中期的に検討していく。

また、適正・公平な課税・徴収を確保するため、滞納処分に関する調査に係る質問検査権の整備等の所要の措置を講ずるほか、外国人旅行者向け免税制度における免税購入物品が国内で横流しされる事例に対応するため、即時徴収の対象者を見直す。あわせて、外国人旅行者の利便性や免税店の事務負担等を踏まえつつ、引き続き効果的な不正対策を検討していく。

(5) マンションの相続税評価について

マンションについては、市場での売買価格と通達に基づく相続税評価額とが大きく乖離しているケースが見られる。現状を放置すれば、マンションの相続税評価額が個別に判断されることもあり、納税者の予見可能性を確保する必要がある。このため、相続税におけるマンションの評価方法については、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討する。

6. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和9年度において、1兆円強を確保する。具体的には、

組織変更制度の創設に伴い、所要の措置を講ずる。

(2) 電気事業法等の改正に伴い、次の措置を講ずる。

① 一定の要件を満たす蓄電用の電気工作物を用いて電気を放電する事業を電気事業法上の発電事業と位置付けることに伴い、所要の措置を講ずる。

② 関係法令の改正を前提に、非化石証書（固定価格買取制度の対象となる電気に対して発行するものを除く。以下同じ。）の発行対象に、水素・アンモニア・CCS（注）火力由来の電気が追加された後も、引き続き非化石証書に係る現行の事業税の税制上の措置を適用する。

（注）Carbon dioxide Capture and Storage：二酸化炭素回収・貯留

(3) 国税における諸制度の取扱い等を踏まえ、その他所要の措置を講ずる。

四 消費課税

1 適格請求書等保存方式に係る見直し

（国 税）

(1) 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

① 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする。

（注1）上記の措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、適用しない。

（注2）課税事業者選択届出書を提出したことにより令和5年10月1日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求書発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書は効力

を失うこととする。

② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。

③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとする。

④ その他所要の措置を講ずる。

(2) 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。

(3) 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。

（注）上記の改正は、令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等について適用する。

(4) 適格請求書発行事業者登録制度について、次の見直しを行う。

① 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：当該課税期間の初日の前日から起算して1月前の日）までに登録申請書を提出しなければならないこととする。この場合において、当該課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなす。

② 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、当該翌課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：その提出があった課税期間の末日から起算して30日前の日の前日）までに届出書を提出しなければならないこととする。

③ 適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年

10月1日後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載するものとする。この場合において、当該登録希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなす。

(注) 上記の改正の趣旨等を踏まえ、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が、その申請期限後に提出する登録申請書に記載する困難な事情については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。

2 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設

(国 税)

(1) 承認酒類製造者のうち前年度の酒類の総課税移出数量（完全支配関係がある者（令和5年4月1日前から引き続き完全支配関係がある者を除く。）の課税移出数量を含む。）が3,000 kℓ以下の者（資本金等の額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える法人等を除く。）が、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間に、酒類の製造場から移出する酒類（当該承認酒類製造者が受けた酒類の製造免許の品目と同一の品目のものに限る。）に係る酒税額について、次に掲げる当年度酒税累計額の区分に応じそれぞれ次に定める割合を軽減する措置を講ずる。

当年度酒税累計額	軽減割合
5,000万円以下の金額	20%
5,000万円を超え8,000万円以下の金額	10%
8,000万円を超え1億円以下の金額	5%

(注1) 上記の改正は、令和6年4月1日以後に酒類の製造場から移出する酒類について適用する。

(注2) 上記の「承認酒類製造者」とは、酒税の保全のために酒類業の健全な発達に資する取組を適正かつ確実に行うことについて税務署長の承認を受けた酒類製造者をいう。

(注3) 承認の申請をする者は、申請書に、酒類業の健全な発達に資するために必要な経営基盤の強化のための目標やその目標を達成するための措置等を

個人住民税、法人住民税及び事業税について、国税における諸制度の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。

六 納税環境整備

1 電子帳簿等保存制度の見直し

(国 税)

(1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度について、一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録の保存等が、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件等を満たしている場合におけるその国税関係帳簿（以下「優良な電子帳簿」という。）に係る過少申告加算税の軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税に係る優良な電子帳簿の範囲を次のとおりとする。

① 仕訳帳

② 総勘定元帳

③ 次に掲げる事項（申告所得税に係る優良な電子帳簿にあつては、二に掲げる事項を除く。）の記載に係る上記①及び②以外の帳簿

イ 手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項

ロ 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）
その他債権に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除く。）

ハ 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）
その他債務に関する事項

ニ 有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項

ホ 減価償却資産に関する事項

ヘ 繰延資産に関する事項

ト 売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの等を含む。）その他収入に関する事項

チ 仕入れその他経費又は費用（法人税に係る優良な電子帳簿にあつては、賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除く。）に関する事項

(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

(2) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、次の見直しを行う。

① 国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件を廃止する。

② 国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報の確認要件を廃止する。

③ 相互関連性要件について、国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこととされる書類を、契約書・領収書等の重要書類に限定する。

(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用する。

→ (3) 電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。以下同じ。）の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次の見直しを行う。

① 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件について、次の措置を講ずる。

イ 保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には検索要件の全てを不要とする措置について、対象者を次のとおりとする。

(イ) その判定期間における売上高が5,000万円以下（現行：1,000万円以下）である保存義務者

(ロ) その電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者

ロ 電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件を廃止する。

② 電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存することができなかつたことについて相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置として、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存することができなかつたことについて相当の理由があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録のダウンロードの求め及び当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状

態で出力されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする。

- ③ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置は、適用期限の到来をもって廃止する。

(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用する。

- (4) その他所要の措置を講ずる。

2 加算税制度の見直し

(国 税)

加算税制度について、次の見直しを行う。

- (1) 無申告加算税の割合(現行：15%(納付すべき税額が50万円を超える部分は20%))について、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合を30%に引き上げる。

(注1) 調査通知以後に、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知((2)において「更正予知」という。)する前にされた期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合(現行：10%(納付すべき税額が50万円を超える部分は15%))については、上記の納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合を25%とする。

(注2) 上記の納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合について、納付すべき税額が300万円を超えることにつき納税者の責めに帰すべき事由がない場合の適用に関する所要の措置を講ずる。

- (2) 過去に無申告加算税又は重加算税が課されたことがある場合に無申告加算税又は重加算税の割合を10%加重する措置の対象に、期限後申告若しくは修正申告(調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものを除く。)又は更正若しくは決定(以下「期限後申告等」という。)があった場合において、その期限後申告等に係る国税の前年度及び前々年度の当該国税の属する税目について、無申告加算税(期限後申告又は修正申告が、調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものであるときに課されたものを除く。)若しくは無申告加算税に代えて課される重加算税((2)において「無申告加算税等」という。)